





<p>一七 審 日権第ニ議案第ニ号と日権第ニ議案第ハ号とは関連する議案 をあげますや一括して審議した方が良かと思ふが、</p>	<p>議 長 唯今ニ審議員より議案第ニ号と議案第ハ号と一括して審議 したと去う動議が出されておりヨすが、</p>	<p>審議と唱う者あり、</p>	<p>一括審議するに異議ありやせんか、</p>	<p>異議ありと唱う、</p>	<p>審議御異議がらようでありますので、議案第ニ号と議案第 ハ号と一括して審議するに致します。</p>	<p>議 長 先に財政部注本委員会付託にありました議案第ニ号 道野澤村取員定 数條例の一部を改定する條例案を議題と致します。</p>	<p>本案に付しては先に本委員会付託の上審査をお願いしてありまし たが、去々三月二日に本委員会より別紙の通り審査報告がおりまし るので、書記として朗読せしめます。</p>	<p>財政委員長の報告を求めます。</p>	<p>財政委員長 本案に付しては当委員会に付託され、二月十九日、三月一日の二日間 本委員会を開催して審査致しました所、別紙本委員会報告書の 通り決定致しましたが、詳細のことについては皆様の御質疑に依り たいと思ひます。</p>	<p>議 長 一七番議員の出席を報告致します。</p>	<p>財政委員長 定数は殆んど性長登録、建設課の増員、税源の見直し、事務量、 事務面を商業化させようと思ふ見直しを、</p>
---	--	------------------	-------------------------	-----------------	---	--	---	-----------------------	---	-----------------------------	--

<p>議 長 質疑に入りませう。...</p>	<p>一七 番 決定及理由の(ハ)他市町村の例も調査されたと思ふが説明願ひます。</p>	<p>財政委員 資料として、ついで、伊志村村を調査して、ついで、重津津村は現在の</p>	<p>職員数を改定してありませう。</p>	<p>官野澤村の場合一九六二年一月現在人口が、三、七、七〇にありつており、</p>	<p>職員二人(四七五)の割合とありつておる。官野澤村の場合には特種的</p>	<p>な地域であり、事務分量からしても、増員すべきである。</p>	<p>一五 番 建設課側が、年に一回、固り定数の変更はあり得るが、</p>	<p>水道の場合には、第三次計画の分が、金中で又増員する事は、ふりか、</p>	<p>水道関係の増員は、水道事業をすすむに於いて、マシな地域に給水す</p>	<p>る場合、各通一課として、是種必要である。</p>	<p>建設課の三名で、水道が充足すると、建設課から水道に三名を</p>	<p>ゆつり、三量測を、また、最近、必要とする。...</p>	<p>財政を、おいて、あるが、任定記録は、固有事務であるが、委任事</p>	<p>務であるが、検訂と、固有事務であるが、今度の場合、政府から</p>	<p>補助金もあると、雇用地料が、(八)の四、(九)の可、(一〇)の可、</p>	<p>三、(一)の可、(二)の可、(三)の可、(四)の可、(五)の可、</p>	<p>一五 番 建設課の変更は、あるが、どうも、...</p>	<p>議 長 今の官野澤村の特性について、一、年次の分が、その後ろと、奥も含み、</p>	<p>村 長 最も、一人増員、...</p>	<p>...</p>
-------------------------	--	--	-----------------------	---	---	-----------------------------------	---------------------------------------	---	--	-----------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	--	---	---------------------------------	--	------------------------	------------

八	番 事務分量の多いが、後二名がまよりの臨時の人があるが、四七名に なつたと思ふが、水道事業に關する分は別として、一般分でも多くの追 加をしておき、他所の参考にするが、過当と思ふが、 職員数人口割合は、少ないが、住民にサービスを問題としてしか 出来が、と思ふが、
七	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
六	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
五	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
四	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
三	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
二	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
一	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
八	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
七	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
六	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
五	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
四	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
三	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
二	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
一	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
八	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
七	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
六	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
五	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
四	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
三	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
二	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、
一	番 臨時雇用人を八名と云ふに、登録業務は臨時業務に、は補 ふと思ふが、どの程度であるか、

現在在職員から抜下ふか、どうかを、検査討員が、是を所も、探  
て、どうと、事務上、困らぬ、と、思ふ、



八	<p>番 増員に伴う予算の裏付はどうか。</p> <p>増員された場合その裏付があり。予算方式による地料が次年度から一年分は来る(約四ヶ月分位)</p> <p>若しそれが打切らなければ場合はその面で増員することも可能だと言ふことにおいて進めたい。</p>
九	<p>番 深沢定理由の四に於いて、委員会とはどう言う面を検討しているか。</p>
財政委員長	<p>増員に伴う仕事の分量については、簡素化すると、今までは少籍の事務本で実行する場合、九月までのものは受付けして、その処理は出来なかった(三人で)</p> <p>しかし機械を購入してからは問題は無いと。又簡素化も来ると仕事が増えるというところ、出来たら人員を増員して、佐良へのサービス、又事務の簡素化を計るために、日本へ職員を派遣するべきである。</p>
ハ	<p>番 岸本氏の留保の件はどうか。</p>
ニ	<p>番 水道事業は予算上に進めるべきである。残る一般事務はそう急ぐことはいないと。事務の簡素化を計るために、現在財政課が七名あり、機械等を購入して、その人員を外に廻すと、又増員した場合、一人の給料、年末手当、退職金等を合した場合に、機械を購入する(但し金額に過ぎないと思ふ)。</p>
財政委員長	<p>時期的問題で、基本的に、英に於いては、改定されてあり、</p>

<p>議 長 質疑を打切る旨の発言あり        要議ありと呼ぶあり        御異議がございませうと認め質疑を打切りませう        討論をお願ひ致します</p>	<p>二 番 原案を否決致しまして改めて六月の当初予算の時に再提案をせしむことにて建設課の具体的な数字を検討して        かりやう自信がなければならぬ        幸しと申す改定予算と云ふことはどうかと又六月までは充分やれ        ると思つてその時に再提案をせしむらう        執行部の議会に対する財政の裏計については数字をネグ        して説明してもならぬ        歳入の面で規模は減縮すべきが        歳入の面では支障はない        予算面の場合は</p>	<p>議 長 原案に不賛成の意見がござります        一 二 番 原案に賛成でありませう なるほどこれは将来の目通も        必要であるが住民登録も必要である        戸籍事務も住民登録であるが現職員はどうかと未        だい 将来は予算の回りの調査が必要であり臨時を消し        やすにふり何れも一事であり今までの五名をやさう        五の中の子は水道課に何れも木三 達三でホリでは        ない七の二でいふ 定数の改善は可能でござらぬと        将来のことも考へてあり何れも早く基本助</p>
--	--	--



<p>六          各線を進めれば可能である。人員の要求で日二三人ようではヤッ          て行けるという事であり賛成であります。</p>	<p>一七 番          議全日村に對し、事業も早急の事でも、推進させてあげが、          大目まで日臨時でもやらせて行ける事の事であり、当然二の条例に          よる所の人ようでもとの事で、やるべきだと思つて、原案に賛成</p>	<p>三 番          委員会活動に於ては時間の許す範囲に於て充分やるべ          きであるが、時間の余裕はあつたと思つ、当然時間一ツツやるべ          きである。本案件に於ては、少くとも臨時的不増員ではあつた、          労働三法が出来ておつた、臨時的不増員に待遇を差けるべきではあ          りと思つた、本案件に對しは、原案に賛成致します。</p>	<p>議          長 暫休惣致します(午後十二時)</p>	<p>、          再南致します(午後十三時五分)</p>	<p>ニ 番          不賛成の意見であります。賛成の意見の中、分るが、本土          研修の方も取り入れたい、労働予算が少くない、都計に於ての増員          も可能、大目にはやむを得ないと思つ</p>	<p>五          五才に於て人が一日七五中位もあつて、やつて居るが、労働費          が少くない、その熱意を止めずべきと思つて、大目に提案すべき          と思つ</p>	<p>議          長 討論を打切ります。</p>	<p>、          異議なしと呼ぶ方があり、</p>	<p>、          では御異議がない様であります、討論を打切ります。</p>	<p>、          議案第一号に於て表決致します。</p>
--	---	--	--	---------------------------------------	---	--	-----------------------------------	------------------------------------	--	---------------------------------------

議 長 議案第三号 宜野湾村職員定数條例の一部を改正する條例に對て

原案に賛成の方 举手願います

举手した者 一五名であります 過半数でありますので 議案第二

号 宜野湾村職員定数條例の一部を改正する條例と原案通り

可決を定致します

〃 日程第二 議案第三号 宜野湾村退職金支給條例の一部を改正

する條例に對して 議題と致します

尚先の新議において決定した 議案第八号も一括の上壇致します

議案第八号を書記と朗読せよます

提案者の説明を願います

〃 番 改正案は三條と申運でありが、二に基本原則を要する

一年以内のやめく人も少くないが、六月位にした方がよいと

労働基準法を見ても解コ手当も申運するし、三條改正案

労働法の三條運かせた方がよいと云うことだ

議 長 では先に委員会に付託に付した 議案第三号 宜野湾村退

職金支給條例の一部を改正する條例に對して、委員会に付託の

上審査をお願ひ致さざりましたか、去る三月二日に委員会よ

り別紙を通り報告書が参こわりますので、

書記と朗読せよます

〃 財政委員長の報告を願います

財政委員長 本案は、つらましては、当委員会に付託コヤ、二月二七日委員会を

南港と審査致ました所、別紙委員会の報告書の通り決定



議

長 質疑を打切せざりてせうが、  
要議ふしと呼がもうあり

要議ふしと呼がもうあり  
要議ふしと呼がもうあり

議案第... 討論を、  
今度の改正案は失業法に基づくものであり適用を受けること  
すべし月七九四仙が中人にやると云うことにある

除外すべし利益がある失業保険法の適用を受けるもので  
その年の時には退散者ばかりが保険金は糊付の義務がある  
除外を要する方が趣旨であるので、原案に賛成致す

除外を要する意見はありせんか、おかけは討論を打切らばと思  
いますか。

要議ふしと呼がもうあり  
御要議がふし呼がもうあり、討論を打切ります。

では議案第... を表決に付します  
議案第... 直野濱村退職金支給條例の一部を改正する條例  
を原案通り出決を定むようしようござりますか。

要議ふしと呼がもうあり  
では御要議がふし呼がもうあり、討論を打切ります。  
本税金支給條例の一部を改正する條例を原案通り可決を定  
致します。

議案第... 討論を打切りますか。  
議案第... 討論を打切りますか。

議案第... 討論を打切りますか。  
議案第... 討論を打切りますか。

議案第... 討論を打切りますか。  
議案第... 討論を打切りますか。

<p>異議ありと呼ぶものあり</p>	<p>議長 長御異議がございようであります。議案第八号宜野湾村退職令支給條例の一部を改定する條例を原案通り可決之旨致します。</p>	<p>暫休願致します。(午後一時一五分)</p>	<p>再開致します。(午後二時三十分)</p>	<p>日程第四議案第四号宜野湾村住民登録簿施行條例について</p>	<p>議題と致します。</p>	<p>本業沖にござりましては先に総務委員会に付託の上審査をお願</p>	<p>い致せざりましては去る三月二日に委員会より別紙の通り報告</p>	<p>書がお参りしております。</p>	<p>書記と朗読せめます。</p>	<p>委員長の報告を求めます。</p>	<p>総務委員長 本業沖にござりましては当委員会に付託され三月二日委員会を閉催</p>	<p>して審査致しました所別紙委員会の報告書の通り決定致</p>	<p>しましたので、詳細については質疑に依りたいと思ひます。</p>	<p>一 番 第一條の住所を有する者の定義、第一條在帯をもちける者は</p>	<p>住所について検討したがその場合生活の根拠、在帯をもちける</p>	<p>ものもを解してはどうか。</p>	<p>一 番 例へば外人の場合には取扱はどうか。</p>	<p>総務委員長 本法におき、軍人軍属を除くはあつて、それ以外の者に対</p>	<p>しては対照にござ</p>	<p>一 番 大山の外人の所に沖縄人が住んで居ると、例へば主人が外人が主</p>
--------------------	--	--------------------------	-------------------------	-----------------------------------	-----------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------------	-------------------	---------------------	---	----------------------------------	------------------------------------	--	-------------------------------------	---------------------	------------------------------	---	-----------------	--

総務委員長	<p>沖繩人であると言った場合どうなるか  沖繩人であるが然る登記簿の義務がある人に対してはどうか  婚姻をして居る者については村に居住して居るものと  夫が外人で妻が沖繩人であるはその妻が届出ばいい</p>
一三番	<p>住所を有するだけで対照には場合、世帯との関連については  世帯とは慣例として持つて来たところだが、今度の場合は人指による  夜明け野嵩普天向二区に居住して居るが、その地域については  二で登録すると問題はないが、新城、安住の場合同じであるが  今までの行政区で登録すると新しいところに入るとする場合は  その区で登録しなくては出来ぬ、地角もする必要がありと思ふが  政府でも今のところどうするか出来ぬ</p>
一四番	<p>どうも平教料の規程をうたつてあるが  普通通り一般事務に属するものであれば問題はないが、どうなる  かがふしと明不明とあるが、この場合、世帯主が世帯主として  うたわねば徴収出来ぬからどうか、</p>
一五番	<p>取れることはいふ平教料及使用米例第廿条にあるので、  額にわたって徴収法をしようと、項目の提示は必要だが、現在の特例で  二項をもうけてやるべきかと、政府としては、一口仙位、大は取ら  ないよう勸告されているが、地域的に足波をせざることを言うこと下  に、世帯主とあるが、簿と解とをいふが、</p>
一六番	<p>個人々の場合、世帯と成つて居るが、簿と解とをいふと思ふが、  法に基づいて、地域に個人を居る人は登録をやると、未端行政上</p>

12

	にありて部落に加入する場合は加入者と取り居るが委員 會として法的に統制を及ぼすに必要あり
総務員長	この法で言う登録法は法にのつた制限があるで、取扱ひとして 財産等もあつたが、受入に對する長については研究を要し
一五 番	今までの受入手續は停止せようか
総務員長	長が受入に對するは、村とせばどうにも 出来ぬと思つた
一五 番	附票を本籍を有する者より調整せよ
杉川	附票は本籍の方を本籍にのつた附票は 附成せよ
一六 番	附票の取扱ひに對して、自治法の財産権に對して又住民の選 挙権の有無に對して検討せよ
議 長	日本の適用を受けるものは権利は無い 暫休願致します(午後三時五分)
再前致します(午後三時四分)	
質疑を打切らざらうか	
質疑を呼ぶがもうあり	
御異議がござらぬで、御異議を打切ります	
討論に入ります	
ハ 番	本条研究は四月一日より施行されるものであり、当然 作らねばならぬものであり、原案通り賛成致します

<p>一 番 この條例は村民の把握が事務的を主眼にありと思ふが、市町村自治法との関係に研究をもちたい。原案に賛成致します。</p>	<p>議 長 原案に御異議ありません。</p>	<p>異議なしと呼ぶ方があり。</p>	<p>では御異議がないものと認め議案第四号、直野湾村住民登録施行條例を全会一致で原案通り可決を遂行致します。</p>	<p>第 五 号 直野湾村育英會 條例に付して議案を致します。</p>	<p>本案件については先に総務委員会に付託の上審査をお願い致しておりますが、去る三月三日に委員会より別紙の通り報告書が参ります。</p>	<p>書記として謝辞をいたします。</p>	<p>暫休致致します(午後三時五十分)</p>	<p>再開致します(午後三時五十分)</p>	<p>委員長の報告を求めます。</p>	<p>総務委員長 本案件については当委員会に付託より三月七日委員会を開催して審査致しました所、別紙委員会の報告書の通り決定致します。この中に付しては、質疑にたいして思ひます。</p>	<p>議 長 暫時は参りませんが、時間延長を継続審査をすおわび致します。</p>	<p>異議なしと呼ぶ方があり。</p>	<p>では御異議がないのでありますので、時間延長を審査致すことに決定致します。</p>
---	-----------------------------	---------------------	--	---	--	-----------------------	-------------------------	------------------------	---------------------	---	--	---------------------	---



<p>ニ 番 市町村自治法第27条の英 他市町村の條例を参考にしては、 これを正してもちいたし、</p>	<p>総務委員長 市町村自治法第27条は禁止といふ。自治体としておとしめ、場 合は別にとらうことで審議を進めた。</p>	<p>ニ 番 市町村の條例を参考にしては、 北中城の場合、戦後からの進行して居る浦添村、読谷村、場合、村 選定で、村が直接と居る以上市町村の参考にした。</p>	<p>ニ 番 教育事業と同一視と良し、学校等の場合は別として、唯 全を、買すとの英で、社会事業的のものであろうか。</p>	<p>総務委員長 並行して困りに、買す事業で、第3条とは、 公の支配に属するとの英、関連して、此の條例は始めてのもの で、特別の規定によらず、条例で、梗概をいであらうか、民法上の向 題にも関係する。</p>	<p>助 役 條例がなるとも、不足出来ると思ふ、村と結び付け、 出来る、村と、金は、支出すること、出来る。</p>	<p>ニ 番 つある、 これは、沖縄には、琉球政府、青年英会、の、参考にして、作 つある、</p>	<p>ニ 番 公の支配に属するとは、どうなるか、貸出規定が、あ れ、か、青年英会、別に、出来る、どの程度、支障が、あ ら、か、</p>	<p>総務委員長 向題が出て、相当、先、先に、申し、上げ、に、通り、 り、に、お、り、て、ヤ、リ、に、と、村、と、連、り、を、持、つ、 連、り、を、持、つ、ことが、出来る、か、又、村、長、が、二、重、人、格、 と、な、つ、て、い、ら、う、か、</p>
--	--	--	---	---	---	---	---	---



<p>議 長 再開致します(午後四時五分)</p>	<p>質疑がいろいろありまして打切を良い下せうか</p>	<p>異議を叫びます</p>	<p>で打切質疑がいろいろありまして質疑を打切り討論に移ります</p>	<p>二七 番 長時間に渡り私自身もまよまよしておりますが一日も早く育英会を充足させ人材を養成すべしと思っております下原案に賛成致します</p>	<p>二八 番 長い念願を充足に異議はございませんが条例は取上げて別規定を設けたいので第一條消除第九條イ条も除きそれ以外は全部</p>	<p>残すと言ふことにしたい</p>	<p>二九 番 原案を賛成致すは長い間育英会充足を念願を来り</p>	<p>村内の有様は多人数を養成すべしと思っております</p>	<p>三〇 番 育英会を充足せしむる事は村長の待望と居たと云ふたし</p>	<p>是れが育英会の充足、施行をせしむるに</p>	<p>条例の改善におきかへするに所もありますがそのと大</p>	<p>におきかへ充足とてかうでも改定するに必要と云ふので</p>	<p>原案に賛成致します</p>	<p>三一 番 杉のものは対外的でなくもつと審議すべしである。一葉に心こめて</p>	<p>とてなく、適当にさせて見ようではおろかなく、これを確りもの</p>	<p>にしたと思つて</p>	<p>三二 番 討論を打切りますか</p>	<p>異議を叫びます</p>	<p>御異議がいろいろありまして討論を打切り表決に移ります</p>
---------------------------	------------------------------	----------------	-------------------------------------	--	---	--------------------	------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------	---------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------------	--	--------------------------------------	----------------	-----------------------	----------------	-----------------------------------

議長 議案第五号 宜野湾村育英会條例について 原案に替成の方 挙手  
願ひます。

挙手した者 一文名 過半数であります。議案第五号 宜野湾村  
英會條例を原案通り可決之定致します。

日程変更の動議を提出致します。  
日程第六議案第六号を後にして 陳情第五号を先にしておられたら  
替成と呼ぶかあるあり。

議長 唯今の動議は成をとりまうが 替成者皆挙手願ひます。  
挙手した者 一文名 多数につき 否決になりました。

暫休憩致します (午後五時五分)  
再開致します (午後五時七分)

一 審議員退場  
日程第六号 先に委員会に付託にふた 議案第六号 宜野湾村  
育英資金貸付條例について 議題と致します。

本業に於ては先に委員会に付託の上 審査をお願ひ致してあり  
ました。が 去る三月二日に委員会より別紙の通り報告がございました。

書記をして朗読せしめます。  
委員長の報告を承めます。

本業に於ては 当日委員会に付託され 二月九日委員会を 開催  
して 審議致しました所 別紙委員会の報告書の通りであります。

尚 題を説明して 参考にした。 返済義務がふつと 義務付の項  
付長法上のことかといふに 委員会といたす句。 修広で 決定した。

総務委員長

<p>議 長 質疑を願います</p>	<p>一九 番 第五條但し一年を二ヶ月と見ますとありますが又第六條の二項に2/3</p>	<p>とありますがその根據は</p>	<p>に於ての利息は又そのと云うこと下</p>	<p>一六 番 第五條の二ヶ月は休暇の時日家に帰ると、出費が分まつて増す</p>	<p>二ヶ月貸手とする場合に急ぐ帰らねば出来ないとありますが向でアルバイ</p>	<p>十九 番 留學生の場合に二ヶ月と月限があるかどうか</p>	<p>一八 番 第五條第三項の上級生に優先すると云ふことについて</p>	<p>一七 番 第五條中本校在学中者が現在の状況を見れば場合、差籍者で同借せと</p>	<p>場合に通用されるかどうか、又第五條で二五再以下とあるがそれでは</p>	<p>やうに行うかどうか、第六條の償還の件はありますが、貸し出しを受けて後</p>	<p>は問題にあつたか、條件を付すと言ふ検討をせよと云うか</p>	<p>第五條の二五再の件、同貴生が三ヶ月であるを二ヶ月でよいと思ふ</p>	<p>登録せよと云ふ、当然相当すると思ふ、第六條の償還の件は</p>	<p>第三條と関連して、教育のほうを以てはどうかと思ふ</p>	<p>五 番 四條中三ヶ月までと次のとありますが第七條には規則でありますが、入費の際</p>
--------------------	--	--------------------	-------------------------	--	--	----------------------------------	--------------------------------------	---	--	---	-----------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	--



議	長	質疑打切りの声があります。
		異議なしと呼ぶ声あり
		でこの中で報告を終り質疑を打切ります。
		討論をお願致します。
		暫休懇致します(午後五時四五分)
		再開致します(午後五時五五分)
五	番	前の五番議案とも関連して育英会が弁論した中で、二小五早 く施行して有望な予決達を達成するだと思っております。
		委員会の修ふ案通りに賛成であります。
一	番	条例は違弁止したし、昇検訂の結果不備な点もありません。
		が後で改めるときも出来ると委員案に賛成であります。
議	長	外に更に意見はありますか。なければ討論を打切りたいと 異議ありませんか。
		異議なしと呼ぶ声あり
		では討論を打切り表決に移ります。
		議案第一号、並野澤村育英資金貸与条例について委員会の 修ふ案に御異議ありませんか。
		異議なしと呼ぶ声あり
		御異議ありませんと認め議案第一号、並野澤村育英資金貸与条 例について委員会の修ふ案通り可決を定致します。
		先に経済委員会に付託になった陳情第一号、都市計画事業の 村移管陳情について議題と致します。

議

長 本案件につきましては先に委員会に付託の上着査をお願致し

てありまして、去る三月三日委員会より別紙の通り報告書が承てお

りまします。

書記として朗読せめます。

委員長の報告を求めます。

経済委員長

本案件につきましては、当委員会に付託され、三月三日、三月九日、

三月十日の三日間委員会を閉会して着査しました。別紙委員会の

報告書の通り決定致しました。尚、詳細については、此後様の質

疑にお答え致します。

議

長 質疑を願います。

ハ 番 都市計画の陳情書の趣旨は良く分るが、移管すべき事項にど

ぶかつかあるか。

経済委員長

財産等もあつた。任意組合の事は事業の計画であつて、その自

の移管もある。任意組合は九八%位完成して居る。

ニ 番

任意組合であるので、特に着査を要すると思つた。組合の意志が必

要であるが、何か請求権をもつて、どうやら、どうやら、その上、

経済委員長

代理人を呼んで、南に村とも、指定地域の平統準備中であり

その前に移管するとして、竹帯意見を付てある。

一 番

計画だけを引継ぐ場合、その中にどう言うものがあつた。工事

等に負債はないかどうかが、

経済委員長

移管しなければならぬ理由が判明し、参考人の話によ

新城市今の隣接地の中に計画があり、小組合が出来ると、現在





	後日登記するに付し、その上は、今の組合では法的に力がないので、村で進めてもらうこと。
ニ	登記が出来ると、登記は個人でやれるが、その理由は、又最後の測量
	は村がやります。
ニ	村が認可を要すれば、村がやれるので、おんかと思つて、法的裏付けが
	ければ、交換命令が出来ない。
建設課長	都市計画法の指定地域、認可を要すれば、その組合は団体として登記
	できることが出来る。法の保護の下でなければ、登記のほうは、ない。
	一筆づつ、誤謬訂正ですと、莫大の筆数になり、金額がかかる。
	法の下でやれば、免税で登記が出来る。
ニ	ポイントに乗らと思つて、任意組合が組合内でよく進められておまか
	登記後であり、長が、改めて村が測量登記が必要だと思つた。
	任意組合の意志を充分にわかつたか、事業を移す意とはその案
八	か、建設課長の説明の通りか。
建設課長	都市計法を施行することによって、その組合で交換命令の登記が自動
	的に出来るという移管である。
ニ	番
	自動的とは、具体的にどうなることか、計画法の適用が自動的である
建設課長	免税で登記が出来るとのことである。一筆づつ、誤謬訂正が
八	番
	決定理由の二に付して、どの辺も移管するかと疑問におもつたか。
建設課長	説明で、都市計法を引継ぐことでは、よく分つたか。
	村の都市計画で、普天間の任意組合を引継ぐことと、損得について、
	何の上で村におし引継が出来るというか、それは、八の通りである。

建設課長	それは収めが受けておける状態からいって、末端を収めは収める計画で打切るとの場合、収めと道がつぎようがない。
八 番	認可認可ありうが、収めは収め、移管する場合、組合側が計画にたがってやる場合、移管とやらはよくても、各々計画は持っておかれ、問題はふいと思ふが。
鍾清委員長	道路の計画と向うは、収めではない、家を造ってしまった場合、せよも取り押さざるべからざると思ふが、又計画がくずれると、総合計画を進めざるべからざる移管だ。
八 番	村自体の問題として、運搬の防止は出来ると思ふが、本格的な指導がなされたい。
鍾清委員長	移管してからの指導とやすい。
一五 番	内容も検討したところ、土地の問題だ、普天間の任意組合が解消するのではなく、一つには回転を言うところである。
一六 番	村に移管して後でも地主組合が残るとした場合、実際面で解消しなるとはよくが。
一五 番	区画分合まで村が全部やることは組合がやるべきである、組合は最後のしめくりまでやらねば出来ぬ。
一六 番	最後まで地主組合が残らうと、村の計画に支障はふい。
建設課長	それはふいと思ふ、現在、組合を解消してその上は、道は出来ぬ、ふいと思ふ。
一七 番	先づ移管によつて、それ以後の収めに付いて、村におかれ責任を有する、移管の方法によつてと思ふ、移管後の責任が持てふいと。

一	審	確定測量は村がやるが組合がやるより 村に移管をせよの話し合ひによつて出来ると思う。
二	審	移管の時に請求権はありませと確定測量をやつて後移管す らうがや当だと思ふが。
三	審	村に負担がどういふかの考考人の説明でありました。
四	審	三〇〇坪の財産があつて三〇〇坪は処分し残りの分は確定測量 にだければ判明しよと。
五	審	確定測量は土地の誤謬訂正に反して一〇〇坪の場合八〇坪に三時 場所の変更した場合その時の時値等から検討した場合それは 冒頭と那覇の場合とは地域時値等で算定される。
六	審	一〇坪まではどうかと事その場合精度が必要である。
七	審	土地調査法によりありその測量が確定測量である。
八	審	組合員は保名か組合員で登記した者は保名か自動的にには 急ぐは出来ると思ふが又主席の認可が必要だと思ふ。
九	審	登記はやるよりヤリには誤謬訂正で費用が多くかかる。
一〇	審	都計が出来たら法内組合の自動的任意かへつては組合 認可を始めて始めてある。
一一	審	質疑のふりようであります。打切るといふかどこか 異議ふれと呼ぶ方があり。
一二	審	では質疑を打切り討論に移ります。
一三	審	本村におとほかわり中懸念の建設課も出来水道事業も推 進し都計認可の申請中であり村の総合都市で普天間を

	除之日取り立てたふい、早と移管とせやるべきである。認可を受けると同時に移管すべきと思つております。採択することに賛成であります。
	任意組合が確定測量をして、全組合の承認を得て、早急に移管することに賛成であります。
議	長 二番、三番議員より賛成意見がおりますが、御異議ありませんか。異議なしと呼ぶ方がありません。
議	長 では御異議がございませんと認め、日程七陳情第一号、都市計画事業、業の村移管陳情について、委員会議案通り採択することに決意致します。
議	長 先に経済委員会に付託にまつた、日程第八陳情第三号、柳水施設の施行陳情について、議題と致します。
	本業にまつましては、先に経済委員会に付託の上、審査をお願い致します。三月三日に委員会より別紙の通り、報告書が参つております。
	書記もって朗読せしめます。
	委員長の報告を求めます。
議	委員長 本案件については、当委員会に付託され、二月二十九日、三月一日に日間委員会を開催致しました。所別紙委員会の報告書の通りであります。付け加えて説明申し上げます。
	本業等は委員会とて、現地を関係人と共に調査も致しました。
	委員長の他、会合の出席でございまして、昨日現地を調査し、
	て来りました。詳細は、後で質疑に答へたいと思っております。

<p>二 番 莫大の費用がござる事の事だが、どの位額か、その辺りまで分る事 委員長 建設課長の話では、三八〇〇圓至四〇〇〇圓位である</p>	<p>二 番 分水の上はどうか 委員長 火灯事業でも出来るとのことである</p>	<p>三 番 飛行場周辺の向題だが、村ととも根本的の対策をと南にと思ふ 建設課長 十ガサの穴があき、老真志方面の分水受けて此處川にまで行くと その分も分水すれば、飛行場の分では浸水と信じて思ふ</p>	<p>ハ 番 子供の時より長く知っておろすが、昔はそう云う凡にはなかつたが、現在 は飛行場が出来たので、そうなつてゐる</p>	<p>建設課長 道路の南側にも、三ツ穴があり、西側にもあき、五等線の関深下 暴流の時、その時、議会であつたと思ふ、宇真の土俵を、お頼りした が、おかげで、人とお兵では、あれを南側の川に、切断、おまじ、最終助成 は、どうにも出来ぬ、村、お算の範囲においで、は、お頼りした</p>	<p>建設課長 飛行場の土俵は、川に、お話し、おあき、が、次、おあき、が入り、と、下が、大変 である</p>	<p>議 長 質疑を、打切、さういふ、お話し、おあき、 質疑、お話し、おあき、お話し、おあき、 では、質疑、お話し、おあき、お話し、おあき、</p>	<p>二 番 委員、お話し、おあき、お話し、おあき、 お話し、おあき、お話し、おあき、 お話し、おあき、お話し、おあき、</p>	<p>議 長 外に、お話し、おあき、お話し、おあき、 お話し、おあき、お話し、おあき、</p>
--	--	--	---	--	--	--	--	---

議	長	討論と打切りはしと思ひます。が、 替成と呼ぶ方もあり
議	長	では討論と打切り表決に移ります。 軍への陳情の場合村長が村長で、議長が 替成と呼ぶ方もあり
議	長	では村長議長と決意致します。村長が 異議ふしと呼ぶ方もあり
議	長	先に三番議員より委員会案に替成意見がありましたが御異議 ありませんか。
議	長	異議ふしと呼ぶ方もあり
議	長	では御異議がぶつようであります。陳情第一号、排水施設 の施行陳情に於て委員会案を採択することに決意致します。
議	長	暫休憩致します(午後七時一五分)
議	長	再開致します(午後七時一五分)
議	長	後大沖であります。会期延長の件をお諮り致します。大沖 後二百向並すことに御異議ありませんか(三月四日まで)
議	長	異議ふしと呼ぶ方もあり
議	長	では會期を三月四日まで並すことに致します。
議	長	本日は長時間に渡り御審議をいただきまして、どうもありが たうございました。明日は午後三時より開会することに致します
議	長	散会(午後七時四五分)